

申入れ書

小牧基地指令・鮫島建一様

自衛隊員の皆さま

中東で、世界中を震撼させるような事態がありました。6月13日、イスラエルは「核開発の脅威」を理由にイランの核関連施設や軍事施設を攻撃し、軍事指導者や核関連の科学者を標的に殺害しました。それに続いてアメリカのトランプ大統領はバンカーバスターを用いてイランの3か所の核施設を攻撃しました。今は、一応の停戦状態になっていますが、イスラエルによるイラン攻撃はこれがはじめてではなく、これまでも繰り返されていることを考えれば、この先もどうなるか予断は許せません。今回のイスラエルによるイランへの先制攻撃も、アメリカによる核施設攻撃も国連憲章にも国際法にも違反します。

そもそも、イスラエルの攻撃の前にアメリカとイランは核協議をつづけており、3月にはアメリカの国家情報長官が「イランは核兵器を製造していない」と判断していました。国連憲章では、紛争の解決のための武力行使を禁止していますが、例外で「加盟国に武力攻撃が発生した場合、安保理が認めた場合」に限って容認しています。しかし、今回のイスラエルの攻撃はそのどれにも当てはまっています。また、ジュネーブ条約には「危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所」を攻撃対象としてはならないと規定されています。原子力施設への攻撃は、当然放射能汚染など甚大な被害をもたらす危険性がともなうため、国際法で厳しく規制されています。

アメリカやイスラエルは、イランの核開発は容認できなという姿勢で一貫していますが、イスラエルは既に核保有国であることは国際社会が認めるところです。イランの核開発を止めるというならばイスラエルの核保有も問題にすべきです。

石破首相は、6月13日のイスラエルのイラン攻撃に際して、官邸の記者会見で「イランの核問題の平和的解決に向けた外交努力が継続している中であって、到底許容できるものではない。極めて遺憾だ」とイスラエルのイラン攻撃を非難しました。ところが、16日にG7の首脳が出した、「イスラエルの自衛権」をみとめ、「イランは地域の不安定及び恐怖の主要な要因であるとしたイラン非難する声明に異議を唱えませんでした。また、アメリカのイランの核施設攻撃についても、「詳細な事実関係を正確に把握できる立場にない。確定的な法的評価は現時点で困難だ」と明らかな国際法違反の行為について明言を避けました。

日本政府は、法の支配の強化を外交政策の柱とし、「国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展」を言っています。この観点からしても、日本は、アメリカやイスラエルの攻撃が明確に国際法に違反をしていると明言をするべきです。このことが曖昧にされるようであればそれこそ国際法秩序の破壊です。

今回のアメリカのイラン攻撃で、イランの国会ではホルムズ海峡の封鎖を承認しました。石油の多くを中東からの輸入に依存する日本は、原油輸送の要衝となっているホルムズ海峡が封鎖されるような事態になれば、国内の経済や市民生活に大きな影響が出るのは必須です。2015年に安倍政権は、安保法制の成立に関する国会審議で、イランの機雷敷設を念頭に、安保法制の「存立危機事態」に該当すると指摘し、集団的自衛権を行

使して、機雷の掃海を実施する可能性に言及しました。安保法制が成立した今、中東での事態の進展によってはアメリカの後方支援として「重要影響事態」の可能性もないとは言えません。2003年の、アメリカのイラク攻撃では、イラクが大量破壊兵器を保有しているという偽情報でアメリカはイラクを攻撃し、日本もイラク特措法で、この小牧基地から航空自衛隊をイラクに派遣しました。その、イラク派兵が、名古屋高裁で違憲という判決が出たことを忘れるわけにはいきません。安保法制が成立し集団的自衛権の行使が容認された今、ひとたびアメリカが戦争を起こせば日本がアメリカの戦争に協力せざるを得ない危険性は格段と増えています。

この事実を自衛隊員のみなさんもぜひ自覚をしていただきたい。ガザで虐殺と破壊の限りを尽くすイスラエルという国家に武器を供与し続け、支援するアメリカの自由や民主主義は地に落ちています。

憲法を持つ、日本は真剣に「法の支配の強化を外交政策の柱とし、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決」を求めるべきです。自衛隊員の命を守るためにも、日本政府はイスラエル・アメリカのイランへの不当な攻撃に対し、毅然として意思表示をすべきです。

遠い中東の事態が、この小牧基地の隊員の皆さんにも影響が出る可能性を指摘し、今日の申し入れとします。

2025年6月28日

不戦へのネットワーク

名古屋市中村区那古野1-44-17 嶋田ビル2F